

# News Release

令和 2 年 5 月 15 日  
経 済 産 業 省  
電力・ガス取引監視等委員会

## 新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の 特例認可等について 異存ない旨を経済産業大臣に回答しました

5月13日、電力・ガス取引監視等委員会は、電気事業者及びガス事業者から申請のあった、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気又はガス料金の支払いに困難を来している電気及びガスの需要家等に対する特例措置の認可等について、経済産業大臣から意見の求めを受け、認可等を行うことに異存はない旨、経済産業大臣に回答しました。

3月19日に、経済産業省から、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に公共料金の支払いが困難になる者に対して電気及びガス料金の支払期日の延長等を行うよう、電気事業者及びガス事業者に対する要請が行われ、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されました。

これらを踏まえ、以下の電気事業者及びガス事業者(※1)において特定小売供給約款等以外の供給条件が設定されているところ、さらに5月4日に緊急事態宣言の期限が2020年5月31日まで延長されたことから、5月12日付けで同事業者から、電気事業法及びガス事業法に基づく経済産業大臣に対する認可等の申請がありました。

(※1)

○みなし小売電気事業者(10者)

- ・北海道電力株式会社
- ・東北電力株式会社
- ・東京電力エナジーパートナー株式会社
- ・中部電力ミライズ株式会社
- ・北陸電力株式会社
- ・関西電力株式会社
- ・中国電力株式会社
- ・四国電力株式会社
- ・九州電力株式会社
- ・沖縄電力株式会社

○一般送配電事業者(10者)

- ・北海道電力ネットワーク株式会社
- ・東北電力ネットワーク株式会社
- ・東京電力パワーグリッド株式会社
- ・中部電力パワーグリッド株式会社
- ・北陸電力送配電株式会社
- ・関西電力送配電株式会社
- ・中国電力ネットワーク株式会社
- ・四国電力送配電株式会社
- ・九州電力送配電株式会社
- ・沖縄電力株式会社

○みなしガス小売事業者(3者)

- ・東京瓦斯株式会社
- ・東邦瓦斯株式会社
- ・大阪瓦斯株式会社

○一般ガス導管事業者(5者)

- ・東部瓦斯株式会社
- ・東京瓦斯株式会社
- ・東邦瓦斯株式会社
- ・大阪瓦斯株式会社
- ・西部瓦斯株式会社

【申請概要】

(1)電気

特定小売供給約款(みなし小売電気事業者)、託送供給等約款(一般送配電事業者)及び離島供給約款(中部、関西、四国を除く一般送配電事業者)について以下の供給条件の認可等を受けるための申請

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金等の貸付を受けている需要家等(当該貸付を受けようとする需要家その他電気料金の支払いに困難な事情があると認められる需要家を含む。)から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合には、3月、4月検針分の各電気料金の支払期限を原則としてそれぞれ3ヶ月間延長し、5月検針分の電気料金の支払期限を原則として2ヶ月間延長し、6月検針分の電気料金の支払期限を原則として1ヶ月間延長する。

※本申請は、4月24日に認可を受けて実施している特例措置について、新たに以下の3点について措置しようとするもの。

- ① すでに特例認可を受けて実施中である3月、4月検針分の各電気料金の支払期限を2ヶ月間延長し、5月検針分の電気料金の支払期限を1ヶ月間延長する措置について、支払期限を更に1ヶ月間延長する
- ② 新たに6月検針分の電気料金について支払期限を1ヶ月間延長する
- ③ 新たに「その他電気料金の支払いに困難な事情があると認められる需

## 要家」も措置の対象とする

### (2)ガス

指定旧供給区域等小売供給約款(みなしガス小売事業者)及び託送供給約款関係(一般ガス導管事業者)について以下の供給条件の認可を受けるための申請

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金等の貸付を受けている需要家等(当該貸付を受けようとする需要家その他ガス料金の支払いに困難な事情があると認められる需要家を含む。)から一時的にガス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合には、2月、3月及び4月の各ガス料金の支払期限を原則としてそれぞれ3ヶ月間延長し、5月検針分のガス料金の支払期限を原則として2ヶ月間延長し、6月検針分のガス料金の支払期限を原則として1ヶ月間延長する。

※本申請は、4月24日に認可を受けて実施している特例措置について、新たに以下の3点について措置しようとするもの。

- ① すでに特例認可を受けて実施中である2月、3月及び4月検針分の各ガス料金の支払期限を2ヶ月間延長し、5月検針分のガス料金の支払期限を1ヶ月延長する措置について、支払期限を更に1ヶ月間延長する
- ② 新たに6月検針分のガス料金について支払期限を1ヶ月間延長する
- ③ 新たに「その他電気料金の支払いに困難な事情があると認められる需要家」も措置の対象とする

本申請に関して、経済産業大臣からこれらの申請の認可等を行うことについて、意見の求めがあり、5月13日、電力・ガス取引監視等委員会は、認可等を行うことに異存はないことを回答しました。

なお、これに関し、委員会において以下のような議論がありました。

現下の状況に鑑み認可に異存はない。ただし、将来、感染症拡大や地震等の大規模災害への対応において、電気及びガス料金の支払期限の延長などの配慮を小売電気事業者等に再び要請する際には、事前に考慮しておくべき問題がある。

まず、小売事業者間の対応の差によって困窮する需要家が享受できる福祉的メリットに格差が生じる可能性がある。

つぎに、競争阻害の要因になりうる危険性がある。規制小売料金は、大規模災害の度に、必ず福祉的配慮をすれば、それに対応できない新規参入者の自由料金契約を抑制してしまうおそれがあるからである。

したがって、今後、同様な事象があった場合には、電気料金等の支払が困難な需要家に対して国が直接支援する等の対応が望ましい。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長 恒藤

担当者:小柳、鈴木、新海

電 話:03-3501-1529

F A X:03-3501-1540